

平成28年11月18日

佐野市長 岡部 正英 様

佐野市政策審議会  
会長 三橋 伸夫

佐野市民病院の経営形態について（答申）

平成28年8月31日付佐政調発第48号で諮問のありました「佐野市民病院の経営形態」について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

## 答 申

佐野市民病院は、昭和49年に栃木県・県南総合病院として開院し、平成17年2月の佐野市、田沼町、葛生町の3市町の合併により佐野市民病院となりました。その運営については公設公営による経営から、平成20年から指定管理者による公設民営に切り替え行ってきたところであります。

市の方針では、地域医療の確保を最優先に考えたうえで、総合的に判断し、専門性が極めて高い病院については、公設民営による指定管理者制から、更に民間運営ノウハウの発揮が期待される民設民営という新たな段階に進み、今以上の医療サービスの向上を目指すこととしております。

本政策審議会では、今後とも佐野市の地域医療(特に田沼・葛生地域)を担い、市民の安心安全を確保する拠点病院として、市民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献していくという観点からも市民病院の存在は不可欠であり、その為には佐野市民病院を民間に譲渡し、今以上の医療サービスの向上を目指すという市の方針について概ね理解するという結論に至りました。

なお答申にあたって、特に留意する事項として下記の意見を付記いたしますので、市においてはこれを最大限尊重し、地域の医療ニーズを的確に捉え、安定した経営を図り、市民から信頼され利用しやすい市民病院の存続を望みます。

## 記

### 付記事項

- (1) 市は、民間譲渡について、市民はもとより患者及び医療スタッフに対して十分説明すること
- (2) 市は、民間譲渡後についても、譲渡先に医療サービス(診療科目、救急医療、国保診療所や大学病院等との連携、2次救急輪番制への復帰など)の向上に取り組ませること
- (3) 市として市民病院担当のセクションを設置し、譲渡先及び関係機関と十分に協議、連携をし、地域医療を守り市民生活の安定に寄与すること